

# 保護者の皆様へ

(必ずご確認ください)

## 1. 練習時間

	土曜日		日曜日
	3月～10月	11月～2月	通年
キッズ・1年・2年	8:00～9:30	8:30～10:00	13:00～14:30
3年・4年(Cチーム)	8:00～10:00	8:30～10:30	13:00～15:00
6年・5年(A・Bチーム)	10:00～12:30	10:00～12:30	15:00～17:30

○野球部との入れ替えのため、土曜日の練習は12:30までに完全撤収すること。

また、日曜日の練習は12:50より早く来ない、13:00までボールを蹴らないこと。

○練習が終わったら、速やかに帰宅すること。練習の行き帰りは決められた道を通ること。

○土日以外の祝日は、基本的に休みだが、試合や練習が入る場合もあるので注意すること。

○試合のため、下落合小学校集合時間が朝8時前の場合、荷物の積み込みは前日に行うこと。

また、朝8時前の集合時には、近所迷惑にならないよう、静かに行動すること。

○遠征時はトイレ、昼食等やむを得ない場合以外は施設から出ないこと。

また、遊具で遊ぶ、大声を出して騒ぐことの内容に注意すること。

○夕練については、次のとおり。

- ・対象者：5～6年（4年は監督から別途指示）
- ・練習日：毎週 火・水・木曜日 17:00～18:45（後片付け 18:45～19:00）
- ・雨天時：中止
- ・その他：夕練参加者は腕章を着用（年度末回収のため、紛失に注意）すること。

## 2. トイレ掃除・ビブスの管理

### 【トイレ掃除】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4年	3年	2年	1年	4年	3年	2年	1年	4年	3年	2年	1年

○土・日曜日を基本に毎週行うこと（平日でも可）。

○運動会の週は前日に行うこと。

○トイレの備品が無くなった時は、学年お世話係から学年担当に連絡すること。

### 【ビブスの管理】

○新型コロナウイルス感染防止対策として、当面、ビブスは学年管理（又は個人管理）とする。

○個人管理の場合は管理を特に徹底し、紛失には十分注意すること。

○使用後は、学年（個人管理の場合は各団員の家庭）において洗濯をすること。

## 3. ユニフォーム

○団の貴重な財産なので、大切に扱うこと。また、絶対に紛失しないこと。

## 4. 注意事項

○練習を欠席するときは、お世話係又は団員を通じて指導者に連絡すること。

○試合を欠席するときは、お世話係を通じて指導者に連絡すること。

○自宅から下落合小学校間の移動は、原則として児童の通学路を通ること。

（下落合小学校児童以外の団員は、これに準じて決められた道を通ること。）

○下落合小学校往復は、キッズは送迎、1～4年は徒歩とし、5年以上は自転車可とする。

○団員、保護者、スタッフの駐輪場所は中庭の駐輪場とし奥から整然と停めること。

○八王子グラウンド及び中央区内の小学校等への移動は、1～3年は車による移動とし、

4年は、自転車運転免許講習会（小学校主催）終了後、保護者の付き添い付きで

自転車移動可とし、5～6年は保護者の付き添い無しで自転車移動可とする。

なお、車台数は最低限とし、応援は原則として自転車とする。

○車の移動は、現地の駐車場を考慮し台数を少なめにする。

（台数制限を必ず守り、台数制限がない場合は、原則5台を上限とすること。）

○下落合小学校での乗降の際は、学校敷地内で行うこと（路上駐車厳禁！！）。

○練習後は、残って遊んだりせず、まっすぐ帰宅すること。

○ボールは必ずリュックに入れて移動すること。

（自転車のかごや手持ちは事故に繋がる為、厳禁とする。）

○水筒の中身は水又は麦茶（夏季は熱中症予防対策を考慮した中身も可）とする。

（八王子グラウンド及びその他の天然芝、人工芝グラウンドでは水とする。）

○団員の自主性を高める為、学年に応じてできることは自分でさせること。

○試合中、練習中の保護者の応援は、指導者の指導の妨げにならないよう気をつけること。

（団員の失敗を責めたり、指示をしたり、指導者の許可なくグラウンドに入らないこと。）

○少年団の備品等は大切に使用し、使用後は速やかに倉庫に返却すること。

（濡れたり、汚れたりした物は、必ずきれいにして返却すること。

また、備品等が破損した場合は、速やかに団に報告し、指示を受けること。）

○他学年の備品を借りる場合は、必ずその学年のお世話係に連絡をしてから借りること。

○軽量球の貸し出しをしている学年（1年、キッズ）は、貸出球の管理をすること。

○倉庫の鍵は各学年に2セット貸与とする。スペアキーは絶対に作らないこと。

○休団又は退団をする場合は、学年お世話係を通じて指定様式にて届けを提出すること。